

審 査 基 準

令和3年6月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第78条第5項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 3日以内（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 警察署交通課（係）（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
問 い 合 わ せ 先： 同上
備 考：